

香芝市告示第 20 号

令和3年度市民税・県民税の決定または変更通知書を送達すべきところ、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び香芝市税条例第18条の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年2月22日

香芝市長 福岡 憲宏

送達を受けるべき者の住所・氏名
略

随1期分納期限 令和4年3月22日

(注) 地方税法第20条の2の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。